

前回部会（平成 27 年 10 月 23 日）における指摘事項

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 ・ 事 業 者 の 考 え 方
1	事業実施区域の東側に工場があり、今回のごみ焼却施設を建設することにより、事業実施区域内における海からの風が遮られると考えられることから、海風が抜けるような建物の配置を検討してはどうか。	ご指摘を踏まえ、今後、ごみ焼却施設を含む施設の配置検討に当たっては、南側に空地を確保するよう配慮することとします。
2	ごみ焼却施設の水銀規制の動向について説明されたい。	水銀の大気中への排出を規制するため、平成 27 年 6 月 19 日に大気汚染防止法の一部を改正する法律が、平成 27 年 11 月 11 日に大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が公布されました。 改正政令では、ごみ焼却施設は「水銀排出施設」に該当するとされています。なお、対象となる規模や排出基準は、今後、環境省令で定められることとなっております。 これらの施行日は、「水銀に関する水俣条約」が効力を生じる日から 2 年以内で政令で定める日とされています。